

## 学校現場と弁護士との更なる連携に向けて

— S L ・ オンブズパーソン ・ 法教育、各活動に通底する価値の視点から考える —

勝井映子（弁護士）

### 1 大阪におけるスクールロイヤーの活動と、そこから感じること

大阪では2003年に大阪府教育委員会に「子どもサポートグループ」が設置され、今で言うS Lの活動の制度的な取り組みが始まり、2015年に大阪府教育委員会でS L事業が正式にスタートした。発表者も大阪府等のS Lとして活動している。

S Lの活動で特筆すべきは「S S W的視点」である。これは「子どもの問題行動等の問題や課題には環境的な理由や原因があり、それらの相互作用で、子どもの心理と発達に影響が生じる。よって、それらの理由等を学校教員やS S W、S Cと共にアセスメント（見立て）し、見立てに基づくプランニングを行う」という関わり方であり、例えば「謝罪文の提出要請」に「法的には必要ない」とのみ回答する法律相談との大きな違いである。S Lは、上記視点及び法的・危機管理的視点に基づくアドバイスを通じて、子どもの最善の利益を実現することを目的としている。

S Lとして活動する中で見えるのは、今この瞬間にも成長を続ける子どもたちが、暴力やD V、ネグレクト、過プレッシャー、教育虐待、友人関係等で様々な問題を抱え、しんどさ、さびしさ、見捨てられ感を感じていることである。学校で、子どもたちに「自分たちはあるがままで大切な存在である」ことをしっかり伝える機会が確保されなければならない。

### 2 川西市における子どもの人権オンブズパーソンの活動と、そこから感じたこと

「川西市子どもの人権オンブズパーソン」は子どもの権利条約の積極的な普及等を目指して1998年に日本で初めて市の条例により創設された子どものための公的第三者機関で、発表者は2013年4月から2年間、オンブズパーソンに就任した。そこで学んだのは、相談に来た子どもの困りごとにはすぐにはアプローチしないありようである。オンブズに来てくれた子どもたちが、じっくり丁寧に対応され、自らのありようが認められていることを体感し、力とことばを取り戻していくさまを、いくつもの事例で体感し、子どもが権利の主体であることの実現と子どもの意見表明権の保障は、ここまで丁寧になければなしえないのだ、と強い衝撃を受けた。

我々は、子どもの存在を本当に大切にできているか。その困りごとや思いを、伝えたくなるまで待ち、出てきたことばを受け止め、解決方法を彼ら自身が考え出すサポートができているか。

### 3 今、法教育において、子どもが（大人も）「自らの人権のかけがえのなさ」を体感するために

法教育が様々な発展を遂げる中で、今、どうしても必要だと感じるのが、小学校の初等段階において子どもたちが「個人の尊厳」を体感できる法教育実践である。S L ・ オンブズパーソン ・ いじめ予防授業等の活動から、子どもがおかれた様々な困難な状況を知り、子どもが自らを認められて力とことばを取り戻す様子を体感し、小学校のいじめ予防授業で「人権」を体感した子どもが、以前から気になっていたいじめを教員に伝える行動を取った様子を見て、法教育を実践する前提として不可欠な分野だと感じる。まずは初等教育段階で子どもたちが「自分って／友だちって、めっちゃ大切な存在なんや！」と体感し、中学校、高等学校でも発達段階に即したかたちで伝え続けていくこと、それを、学校現場と共同しての授業案作りで実現したい。